

## **横浜市シルバー人材センター総合保険仕様書(令和6年度)**

### **(1)横浜市シルバー人材センターとは**

横浜市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)とは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益財団法人です。

おおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある高齢者に対し、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業機会の確保・提供を通じて社会に貢献していこうと考え、国や横浜市の支援を受けた団体です。

### **(2)シルバー人材センターの事業形態**

#### **請負・委任事業**

仕事の契約は、センターと発注者(依頼者)の間で請負又は、委任という形で引き受けます。また、センターと発注者、就業する会員のいずれかの間にも雇用関係はありません。

事業所・個人家庭・公共機関から高齢者に適した仕事を責任もって請け負い、会員に提供します。

### **(3)保険の種類**

- ①会員傷害保険
- ②賠償責任保険
- ③会員交流会にかかわる災害補償保険
- ④レクリエーション等の実施にかかわる災害補償保険
- ⑤支部で取り扱う現金・有価証券の動産総合保険
- ⑥支部で取り扱う什器備品の動産総合保険
- ⑦南事務所倉庫の火災保険
- ⑧本部での火災保険・現金等の動産総合保険
- ⑨役員傷害保険
- ⑩広報等配布協力員の傷害保険

### **(4)契約期間**

令和6年5月1日午後4時から令和7年5月1日午後4時まで

### **(5)引受保険会社要件**

ア:保険財務力格付※1

スタンダード&プアーズ社(S&P社)「A」以上又は発行体格付 格付投資情報センター(R&I社)「AA」以上の保険財務力を有する者。

イ:日本法人であること※2

ウ:損害サービス部門を含む事務所が横浜市内に所在していること※3

※1 本制度の円滑な実施運営ができるよう、保険金受取に関するリスクを配慮した。

※2 保障を受けるべき者の権利を保全するため、保険期間中に保険会社が日本から撤退するリスクを抑えること及び当該業務について迅速な対応ができることを配慮した。

※3 事故発生時の迅速な対応を配慮した。

## ① 会員傷害保険

### 1. 請負・委任事業

この保険は、センターが引き受けた仕事及びセンターが主催するボランティア活動に会員が従事中(会員の自宅との通常経路による往復途上も含む)に、業務遂行に起因して被ったケガや死亡した場合及び、センターが主催する仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習会等に出席中、並びに講習会の会場と会員の自宅との間の通常経路による往復途上での事故に備える保険。

#### 保険の適用範囲

会員が次の間に被ったケガについて適用されます。

- センターから提供された仕事に従事中
- センターの提供する仕事に従事するため、センターの指定する場所と会員の住居との間の通常の経路による往復途上
- センターの講習又は総会に出席中及び、講習会の会場又は総会の会場と会員の住居との間の通常の経路による往復途上
- センターの主催するボランティア活動に参加中及び、ボランティア活動を行う場所と会員の住居との間の通常の経路による往復途上

#### 保険金額

死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	500万円～15万円
入院保険金	4,500円
通院保険金	3,000円
手術保険金	入院保険金日額の10～40倍の金額

#### 保険金の内容

- ア 死亡保険金～事故の日から180日以内にそのケガが原因で死亡したとき
- イ 後遺障害保険金～事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じたとき
- ウ 入院保険金～生活機能又は業務能力の減失をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたとき。  
ただし、事故の日から180日を限度とする。
- エ 通院保険金～生活機能又は業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたとき。  
ただし、その通院日数に対して90日を限度とする。
- オ 手術保険金～入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院保険金日額の種類に定めた倍率(10～40倍)を乗じた額が支払われます。

#### 被保険者

登録会員全員

#### その他

- ・対象となる傷害等について、被保険者が急激で偶然な外来の事故によってこうむった傷害および傷害に起因する後遺障害・死亡が対象。(熱中症・細菌性食中毒も含む)
- ・入院・通院保険金は、治療日の初日から対象となります。
- ・保険金は、健康保険や他の保険・賠償金などに関係なく支払われます。
- ・入院保険金、通院保険金とも医療費の実費ではなく、1日あたりの定額保険金として支払われます。

## ②賠償責任保険(施設所有、請負、生産物、保管者賠償責任保険)

センターが引き受けた仕事に会員が従事中、その仕事の遂行に伴って発生した事故や仕事をおこなうためセンターや会員が所有・使用または管理している施設の欠陥や管理不備によって発生した事故、仕事の終了または引渡しの際、その仕事に欠陥があったために発生した事故により、発注者若しくは第三者の身体、財物に損害を与え、又は会員が仕事に従事中、占有・使用・管理する保管物が損壊・紛失若しくは盗まれることにより、賠償責任を負う場合に備える保険。(会員の自宅と仕事場所との往復途上の事故を含む)(往復途上で発生した自転車による賠償責任事故)

またセンター及び会員が法律上の損害賠償責任を負う場合、センター⇄登録会員、会員相互間の賠償責任も対応する保険。

### 保険の適用範囲

センター及び会員が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害保険で、適用される場合の例示。

○センターの主催するボランティア活動に参加中、第三者にケガをさせた場合

○仕事をおこなうためセンターや会員が所有・使用または管理している施設の欠陥や管理の不備によって発生した事故

#### 付帯特約1:キーシリンダー交換費用特約

施設管理や清掃業務等を受託しているビルやマンション等の他人の建物のマスターキーを会員が紛失したり、盗まれたりあるいはだまし取られたりしたことにより、キーシリンダーの交換費用を負担しなければならなくなった場合に、その損害を補償する特約

\* キーシリンダーの交換費用

マスターキーで施錠・開錠可能な扉のキーシリンダーのマスターキーの交換及びマスターキー以外の鍵の再製作費用

#### 付帯特約2:情報漏えい・ネットワーク事故補償

センター業務の遂行に起因する個人情報等の漏えいや、ネットワーク上の不測の事故が発生した場合の賠償責任と各種の費用を補償する特約

○仕事の終了または引渡しの際、その仕事に欠陥があったために発生した事故により、第三者の身体、財物に損害を与えた場合

#### 付帯特約3:シルバー人材センターの植木の剪定作業に関する特約

植木の剪定作業完了後、樹木が枯死したため当該樹木と同等の樹木の植え替えに要した費用補償を10万円を限度とし、補償期間は発生日から180日以内とする。

○センターが引きうけた仕事に会員が従事中、占有・使用・管理する保管物が損壊・紛失または盗まれた場合

○会員が就業先で現金や貴重品を突発的に保管し、若しくは預かり、又はこれらの輸送を依頼されたが、保険加入が間に合わず賠償責任が生じた場合、及び会員が現金・貴重品の損壊・紛失又は盗取により、正当な権利を有する者から損害賠償を求められた。

### 保険金の額と内容

対人賠償	1名 1億円 1事故 2億円
対物賠償事故	1事故 2,000万円
保管物賠償事故 (うち、借用不動産補償)	1事故 2,000万円 1事故 1,000万円(修理費用300万円)
キーシリンダー交換費用	キーシリンダーの交換費用、再製作費用

情報漏えい・ネットワーク事故	1事故 3億円 事故対応費用の支払限度額 3,000万円
植木の枯死に伴う植え替え費用補償	10万円を限度

上記の金額を限度として下記の費用等が支払われる。

- 治療費・入院費・通院費・慰謝料・休業損害・葬儀料・死亡による逸失利益や物の修理代などの損害賠償金
- 裁判・調停・仲裁などの争訟費用(弁護士費用等)
- 事故発生後の損害防止軽減費用(応急救助費・護送費その他)
- 自己負担額(免責金額)の設定はなし

#### 被保険者

保険契約者及び登録会員

### ③ 会員交流会にかかわる災害補償保険

支部交流会の開催中及び会場と会員等の自宅との通常の経路における往復途上のケガや事故を含み、会員等に偶然な事故(賠償責任事故及び傷害事故)が発生した場合に対象になります。

#### 被保険者

- ア 傷害保険 支部交流会に参加した会員、来賓、講師等
- イ 賠償責任保険 公益財団法人横浜市シルバー人材センター(保険契約者)

#### 保険金額

傷害保険(補償内容は「会員傷害保険」と同等)	
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	500万円～15万円
入院保険金(1日)	4,500円
通院保険金(1日)	3,000円
賠償責任保険(補償内容は「賠償責任保険」と同等)	
対人賠償	1名 5,000万円 1事故 2億円
対物賠償	1事故 2,000万円
保管物賠償	1事故 2,000万円

(賠償責任保険は、免責金額なし)

### ④ レクリエーション・行事・講習会等の実施にかかわる災害補償保険

センターが実施する各種レクリエーション等(日帰り行事、宿泊行事)の開催中及び、センターが主催する会議や仕事に関する知識・技術の付与を目的とした講習会等に出席中ならびに講習会の会場(集合場所、解散場所)と会員およびシルバー人材センター協力員(協力員がやむを得ない事情により配布を慣行できなかった場合に依頼を受けた代行人を含む。)等の自宅との通常の経路における往復途上のケガや事故を含み、会員等に偶然な事故(賠償責任事故及び傷害事故)が発生した場合に対象になります。

例えば、会員懇親会、賀詞交換会、他都市センター視察、旅行会、親睦会、会員創作展、公的事業・講習会等への参加、協力などに参加した会員及び会員の家族。

#### 被保険者

- ア 傷害保険 レクリエーション(行事)に参加した会員およびシルバー人材センター協力員・その代行人、家族等
- イ 賠償責任保険 公益財団法人横浜市シルバー人材センター(保険契約者)

### 保険金額

傷害保険(補償内容は「会員傷害保険」と同等)	
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	500万円～15万円
入院保険金(1日)	4,500円
通院保険金(1日)	3,000円
手術保険金	入院保険金日額の10～40倍の金額
賠償責任保険(補償内容は「賠償責任保険」と同等)	
対人賠償	1名 5,000万円 1事故 2億円
対物賠償	1事故 2,000万円
保管物賠償	1事故 2,000万円

(賠償責任保険は、免責金額なし)

## ⑤ 支部で取り扱う現金・有価証券の動産総合保険

センター職員や会員が取り扱う現金・有価証券(小切手・手形・会員配分金・小口現金・あづかり金等)が保管中や輸送中に偶然な事故により損害を被った場合に補償される保険。

事務所で現金、配分金取り扱い(金庫保管の現金・有価証券)の不測の事態に備えるための保険

### 保険の適用範囲

例示すると次のとおり。

- ・センター事務所の金庫内に保管しておいた現金が夜間、何者かに盗まれた。
- ・会員が現金等の管理業務に従事中、目を離したすきに盗まれてしまった。

### 保険金の額と内容

6事務所の平常日の取扱現金・有価証券総額	24万円
----------------------	------

※保管中、輸送中の最高限度額を設定し、その金額の範囲内で損害を補償

### 被保険者

保険契約者ならびに登録会員

## ⑥ 支部で取り扱う什器・備品の火災保険

センターの所有及びリース物件である事務所の備品(什器・設備・事務機器・機械・工具等)が保管中、使用中に被った場合に損害を補償する保険

### 保険対象物

- 事務所内の什器・備品・設備(机・椅子・ロッカー・事務用品・応接セット・電話器・コピー機・ファックス・パソコン・印刷機・紙折り機・冷蔵庫・テレビ等)
- 作業用機械 刈払機等工具類

### 保険対象事故

あらゆる偶然な事故により、保険対象物に生じた損害を補償。

火災・破裂・爆発・盗難・落雷・雨水ぬれ・いたずら等

### 保険金額

什器・備品等の購入額・リース価格から保険金額を算定

5事務所の什器・備品等の購入額・リース価格総額	1事務所あたり400万円(合計2,000万円)
-------------------------	-------------------------

### 被保険者

保険契約者

## ⑦南事務所倉庫の火災保険

南事務所倉庫が火災により損害を被った場合に補償する保険

保険金額(南事務所倉庫の価格)	490千円
-----------------	-------

所在地:横浜市南区睦町1-15-15

建物の構造: 鉄板張 鉄板葺き平屋建て倉庫1棟 30.06㎡(プレハブ)

## ⑧本部での火災保険・現金等の動産総合保険

### ア 火災保険

本部の所有財産である什器・備品・設備・機械・装置・工具などが、保管中・使用中に偶然な事故により損害を被った場合に補償される保険

#### 保険適用の対象

○事務所内の什器・備品・設備(机・椅子・ロッカー・事務用品・応接セット・電話器・コピー機・ファックス・パソコン・サーバー・印刷機・紙折り機・冷蔵庫・テレビ等)

○調理室に設置している調理器具等

#### 保険対象となる事故

火災・爆裂・盗難・破損・落雷・煙害・雨水ぬれ・いたずら等

#### 保険金額

什器備品の購入価格、リース価格の合計額	2,000万円
---------------------	---------

#### 被保険者

保険契約者

### イ 動産総合保険

職員が取り扱う現金・有価証券(給与、小切手、手形、小口現金、あづかり金等)が保管中や輸送中に偶然な事故により損害を被った場合に補償される保険。

(金庫保管の現金・有価証券)の不測の事態に備えるための保険

例えば、本部の金庫内に保管しておいた現金が夜間盗まれた場合。

※保管中、輸送中の最高限度額を設定し、その金額の範囲内で実損害を補償

#### 保険金額

保管及び取り扱い現金・有価証券等の平常時平均額	10万円
保管及び取り扱い現金・有価証券等の最高額(月1回一時的)	最大額 2.2億円

## ⑨役員傷害保険

センター理事・監事・評議員等が、本来の職務に従事している間(自宅との通常の経路における往復途上も含む)に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをしたり死亡した場合に適用されます。

#### 被保険者

常勤理事(理事長・常務理事) 2名

非常勤理事・監事・評議員 20名

#### 保険金額と内容

死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	1,000万円～40万円
入院保険金	6,000円
通院保険金	4,000円
手術保険金	入院保険金日額より所定の倍率で計算した金額

- ・死亡保険金～事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき
- ・後遺障害保険金～事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき
- ・入院保険金～生活機能又は業務能力の滅失をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたとき。ただし、事故の日から180日を限度とする。
- ・通院保険金～生活機能又は業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたとき。ただし、その通院日数に対して90日を限度とする。
- ・手術保険金～入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院保険金日額より所定の倍率で計算した金額が支払われます。

#### その他

- ・入院・通院保険金は、治療日の初日から対象となります。
- ・保険金は、健康保険や他の保険・賠償金などに関係なく支払われます。
- ・入院保険金、通院保険金とも医療費の実費ではなく、1日あたりの定額保険金として支払われます。

### ⑩広報等配布協力員の傷害保険

この保険は、センターが委託を受けた配布業務にシルバー人材センター協力員（協力員がやむを得ない事情により配布を慣行できなかつた場合に依頼を受けた代行人を含む）が業務従事中（協力員の自宅との通常経路による往復途上も含む）に、業務遂行に起因して被ったケガや死亡した場合の事故に備える保険。

#### 保険の適用範囲

協力員が次の間に被ったケガについて適用されます。

- センターから提供された仕事に従事中
- センターの提供する仕事に従事するため、センターの指定する場所と協力員の自宅との間の通常の経路による往復途上

#### 保険金額

死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	500万円～15万円
入院保険金	4,500円
通院保険金	3,000円
手術保険金	入院保険金日額より所定の倍率で計算した金額

#### 保険金の内容

- ア 死亡保険金～事故の日から180日以内にそのケガが原因で死亡したとき
- イ 後遺障害保険金～事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じたとき
- ウ 入院保険金～生活機能又は業務能力の滅失をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたとき。ただし、事故の日から180日を限度とする。
- エ 通院保険金～生活機能又は業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたとき。ただし、その通院日数に対して90日を限度とする。
- オ 手術保険金～入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院保険金

日額より所定の倍率で計算した金額が支払われます。

**被保険者**

登録協力員全員及び代行人

**その他**

- ・入院・通院保険金は、治療日の初日から対象となります。
- ・保険金は、健康保険や他の保険・賠償金などに関係なく支払われます。
- ・入院保険金、通院保険金とも医療費の実費ではなく、1日あたりの定額保険金として支払われます。

以上